

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営木曽池地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））に係る緊急防災工事計画を令和7年10月15日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営木曽池地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課および多賀町役場産業環境課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/346534.html>)でも閲覧することができる。

- 3 縦覧期間 令和7年10月24日から令和7年11月25日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和7年12月10日までに審査請求をすることができる。